

様式第 6 法第 48 条第 1 項第 7 号関係（保安林の指定又は解除関係）

森林法第 26 条の 2 に規定する保安林の解除に関する事項

森林の所在場所					全面積	要解除実測面積	備考
市(郡)	(町村)	(大字)	字	地番	実測		
石巻		北上町 十三浜	上ノ山	7-1	ha 0.1897	ha 0.0584	魚つき保安林
石巻		北上町 十三浜	上ノ山	7-5	0.0351	0.0029	魚つき保安林
石巻		北上町 十三浜	上ノ山	31-1	0.1586	0.0322	魚つき保安林
石巻		北上町 十三浜	上ノ山	46-2	0.9662	0.0651	魚つき保安林

添付書類

- 1 解除調書
- 2 解除調査地図（ただし、法第 46 条第 2 項第 3 号に規定する土地利用方針に添付する図面等に必要な事項が記載されている場合は省略可能とする。）
- 3 位置図
- 4 その他必要な書類

※ 保安林を森林以外の用途に供することを目的とする場合は以下を添付すること。

- (1) 転用の目的に係る事業又は施設に関する計画書
- (2) 転用に伴って失われる当該保安林の機能に代替する機能を果たすべき施設の設置に関する計画書
- (3) 上記(1)、(2)の事業又は施設の設置について行政庁の免許、許可、認可その他の処分を必要とする場合には、当該処分に係る申請の状況を記載した書類（既に処分があったものについては、当該処分があったことを証する書類）

保安林解除調書

所在場所	場所	北上川	石巻市	整理番号	石巻市
	流域名	石巻市	林画名	市町村森林整備計画名	石巻市
森所有者	単位区域名	宮城北部	林名	管轄管理	—
	森林計画区名	石巻市北上町十三浜字上ノ山7-1	林名	管轄管理	—
当該森林に関する登記済の権利者	権利の種類	所有権	外3筆		
	住所氏名	石巻市北上町十三浜字小室38			
保安林	権利の種類	—			
	住所氏名	佐藤 新一郎 ほか3名			
保安林	指定年月日	明治30年12月30日, 大正元年12月27日			
	指定された目的	魚つき			
面積	区分	不動産登記簿	実測(又は見込)		
	保安林面積	1,3496 ha	(実測)	1,3394 ha	
	要解除面積		(実測)	0,1586 ha	
保安林	残置面積		(見込)	1,1808 ha	
	位置	地質 中生代三疊紀 砂質頁岩	土壌 砂質壤土		
保安林	傾斜	0° ~ 22°	標高	12 ~ 23m	降水量年平均 1,331.1mm
	樹種及び混合歩合(%)	スギ 37.0% 広葉樹 22.0% マダケ 41.0%	林齢	45年生 20~31年生	疎密度 密
現況	蓄積(ha当たり)	針葉樹 11m3 (187m3/ha) 広葉樹 3m3 (74m3/ha)	生育状況	中	下層植生 ヤブツバキ
	荒廃状況等	要解除地及びその周辺に荒廃地等はない			

治山事業との関係	なし	範囲、種類等 数量等	石巻市北上町十三浜字小室地区周辺海域の魚類の保護
	特になし		既往の被災状況等
指定施業要件の内容	択伐	級地・判定の事由	1 級地
保安林の級別区分	①治山事業施行地ではない。	②平均傾斜度は25°以上でない。	③保全対象に直接重大な影響がない。
	④海岸に近接して所在し、林帯の幅が150メートル未満である。	⑤残置・造成森林でない。	
	(1)適用条項	森林法第26条の2第2項(公益上の理由)	
	(2)解除理由	公共住宅用地	
	(3)公益上の理由を認める根拠	復興整備事業(集団移転促進事業・土地収用法第3条第30号で規定される住宅経営に類似)	
(4)検討の細部	別添付表のとおり		
解除に対する関係者の意見	同意している。	森林所有者等	受益者
他の法令による森林の施業制限との関係	自然公園法南三陸金華山国定公園第二種特別地域	調査者・氏名	小泉 智
調査年月日	平成25年2月14日	調査	江刺 七緒
備考	(1) 不動産登記簿との照合年月日	平成25年2月14日	仙台法務局 石巻支局
	(2) 聴取及び現地調査立会人	石巻市震災復興部集団移転対策課 主任技師	西野 廣貴

保安林解除調査附属明細書

所 (大字)	在 場 所		森 利 種	林 所 有 者		登 記 種 類	権 利 者 住 所 ・ 氏 名		保 安 林 面 積	要 解 除 面 積		残 置 面 積		森 林 の 現 況	治 と 山 の 事 関	業 指 定 の 施 業 内 容	他の法令による 森林の施業制限等との関係
	字	地 番		権 利 者 住 所 ・ 氏 名	権 利 者 住 所 ・ 氏 名		不 動 産 登 記 簿	実 測 又 は 見 込		実 測 又 は 見 込	実 測 又 は 見 込	実 測 又 は 見 込					
北 上 町 十 三 浜	上 ノ 山	7-1	所有権	石巻市北上町十三浜字小室 38 佐藤 新一郎	-	-	ha 0.1897	ha 0.1897	ha 0.0584	ha 0.1313	スギ	45年生	-	-	択伐	自然公園法南三陸 金華山国定公園 第二種特別地域	
北 上 町 十 三 浜	上 ノ 山	7-5	所有権	石巻市北上町十三浜字立神 3-3 佐々木 彦正	-	-	ha 0.0351	ha 0.0351	ha 0.0029	ha 0.0322	広葉樹	20年生	-	-	択伐	自然公園法南三陸 金華山国定公園 第二種特別地域	
北 上 町 十 三 浜	上 ノ 山	31-1	所有権	石巻市北上町十三浜字小室 8 大槻 史夫	-	-	ha 0.1586	ha 0.1484	ha 0.0322	ha 0.1162	広葉樹	31年生	-	-	択伐	自然公園法南三陸 金華山国定公園 第二種特別地域	
北 上 町 十 三 浜	上 ノ 山	46-2	所有権	石巻市北上町十三浜字小室 26 佐藤 林蔵	-	-	ha 0.9662	ha 0.9662	ha 0.0651	ha 0.9011	マダケ		-	-	択伐	自然公園法南三陸 金華山国定公園 第二種特別地域	
計	1 字	4 筆					1.3496	1.3394	0.1586	1.1808							

事業計画の概要

事 項		内 容				
申 請 者	住 所	宮城県石巻市穀町14-1				
	氏 名	宮城県石巻市長 亀山 紘				
事 業 者	住 所	同 上				
	氏 名	同 上				
転 用 目 的		公共住宅用地とするため				
用 地 面 積 (ha)	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">用地の現況</div> <div style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">転用後の用途</div> </div>	保 安 林	山 林	畑	そ の 他	計
	住宅用地	-	0.29	0.29	-	0.58
	道路用地	0.05	0.12	0.17	0.01	0.35
	公 園	0.06	0.06	0.00	-	0.12
	造成緑地	0.05	0.09	0.16	0.06	0.36
	計	0.16	0.56	0.62	0.07	1.41
工 事 計 画	全 体	着工 平成 25 年 3 月 1 日 ・ 完了 平成 26 年 3 月 31 日				
	保 安 林 部 分	着工 平成 25 年 4 月 1 日 ・ 完了 平成 26 年 3 月 31 日				
所 要 事 業 費 (千円)	区 分	合 計 A		保全施設費 B		B / A
	用 地 費					
	工 事 費	179,596		77,656		43%
	そ の 他					
	計	179,596		77,656		
そ の 他	<p>1 事業の名称 小室地区防災集団移転促進事業</p> <p>2 事業の規模 施行面積 1.41ha 移転住戸17戸</p> <p>3 代替施設の概要：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 植生工（種子吹付工 885.4㎡，植生基材吹付工 332.1㎡，植栽工 75本） ・ 擁壁工（ブロック積擁壁 210.3㎡，L型擁壁 168.2m） ・ 舗装工（アスファルト舗装 2,977.1㎡，ダスト舗装 1,375.0㎡） ・ 排水工（U型側溝 1,200.3m，雨水管 35.8m，集水柵 24個，沈砂柵 1個）ほか 					

事業計画の内容審査結果

事業		項目		意見	理由
①	資金関係	係		・ (有) 無	東日本大震災復興交付金により予算措置及び措置見込みであり、事業の実施は確実である。
	信用状況	況		・ (有) 無	
	技術の保有	有		・ (有) 無	省略(石巻市が事業主体である。)
	実施上の阻害要因	因		・ (無) 不適	
	結論	論		・ (適) 不適	石巻市が事業主体であり、当該事業区域に係る用地も確保され、関係法令の許認可も取得見込みであることから、確実に事業が行われると認められる。
②	法令上の制約	約		・ (有) 無	
	技術上の制約	約		・ (有) 無	
	現地の適性	性		・ (適) 不適	東日本大震災により被災した小室地区の集団移転が目的であり、漁業従事者が多い当該地区の住民の安全と利便性を考慮した場合、既存集落に近接し、漁港へのアクセスが可能で海が見える安全な高台を確保できるのは当該地以外に無く、他に適地を求めることは困難である。
	結論	論		・ (適) 不適	事業の目的から当該申請箇所以外に用地を選定することは困難であり、事情やむを得ないものと認められる
	法令による基準がない場合	合		・ (有) 無	宮城県土木設計マニュアル、宅地防災マニュアル、道路構造令
③	法規場	有無		・ (有) 無	
	法令による基準との関係	関係		・ (適) 不適	各種関係指針及び道路構造令の基準に準拠し設計されたものであり、必要最小限度の面積と認められる。
	法令による基準がない場合	合		・ (適) 不適	
	期別計画等との関係	関係		・ (適) 不適	本事業計画が全体計画であり、各種関係指針等に基づく設計であり、必要最小限度の面積である。
	結論	論		・ (適) 不適	本事業は復興整備計画に基づく集団移転促進事業であり、各種関係指針等に基づき設計され、その設計図書等の内容から区域及び面積は必要最小限であると認められる。
④	保安林の機能の代替施設	計画の有無		・ (有) 無	植生工、擁壁工、舗装工、排水工等が適切に計画されている。
		計画の適否		・ (適) 不適	計画されている代替施設の内容は、保安林の機能の代替として適当である。

事業計画の内容審査結果

事業計画の内容		項目	意見	理由	
④ 転用による 保安上の影 響の検討	工事中の対策 転用後の対策 転用による被害防止対策	対策の有無	(有)	無	工事中は、秦堀側溝や沈砂池等を設置し、土砂の流出や崩壊を防止する。また、工事後の対策を兼ねる排水工、擁壁工、植生工等を土工後順次施工し、工事後の対策を兼ねる。
		対策のねらい	(適)	不適	排水工、舗装工及び植生工により土砂の流出を防止するとともに、擁壁工により土砂の崩壊を防止する計画である。
		水理計画等	(適)	不適	各水理公式、係数、使用した因子等適切に計算されている。
		地下排水	(適)	不適	基礎地盤からの湧水はない。
		表面排水	(適)	不適	U型側溝等により集水し、流末排水施設に導水する計画であり適切である。
		流末処理	(適)	不適	流末に沈砂樹等の施工により流水による洗掘を防止し、安全に海及び既存排水施設に流下させる計画であり適切である。
		残土処理	(適)	不適	残土については62,739m ³ 発生するが、他の復興整備事業の盛土材として使用する計画である。
		土砂流出防止	(適)	不適	切土法面勾配は1:1とし、法面は植生基材吹付工を施工し、土砂の流出を防止する計画であり適切である。
		土砂流出量	(適)	不適	年間土砂流出量を裸地300m ³ /haで算出しており適切である。
		防止施設	(適)	不適	仮設の沈砂池等を設置するとともに、排水工、擁壁工及び舗装工により土砂の流出を防止する計画であり適切である。
		その他	(適)	不適	なし
		対策の有無	(有)	無	
		対策のねらい	(適)	不適	
		水理計画等	(適)	不適	
		地下排水	(適)	不適	
表面排水	(適)	不適			
流末処理	(適)	不適			
残土処理	(適)	不適			
土砂流出防止	(適)	不適			
土砂流出量	(適)	不適			
防止施設	(適)	不適			
その他	(適)	不適	なし		
工事の工程	(適)	不適	土工事に先行し防災工を施工する計画であり、進捗に応じ排水工事等を施工する計画であることから適切である。		
代替施設設置の 確 実 性	計画の具体性	(有)	無		
	用地取得等	(有)	無	土工の進捗に応じ排水施設や法面緑化等が施工される計画であり、本工事の一環として代替施設が計画されていることから、確実に設置されると認められる。	
	資金関係	(有)	無		
	その他	(適)	不適	なし	
土地利用上の配慮	(適)	不適	土砂の流出、崩壊を防止するため、極力傾斜地を避け、法面が最小限になるよう配慮されている。		
結 論	(適)	不適	計画内容等は適切であり、本工事の一環として代替施設が計画されており、確実に実施されるものと認められる。また、工事中及び転用後の災害の防止対策も適切で、転用後における国土の保全上の影響は支障がないものと認められる。		

